

# 下山小学校インターネット利用ガイドライン

2008年5月8日～

## 第1条【目的】

このガイドラインは、本校のコンピュータネットワークを利用した教育活動をより効果的に行うために、インターネットとコンピュータネットワークの活用のあり方を示すとともに、児童及び関係者の人権を尊重しながら、安全で効果的な情報活用能力を育てること、さらに、学校の教育活動について保護者及び地域住民に広く公開し、共に創る開かれた学校作りを目的とする。

## 第2条【インターネット利用の基本】

本校においてインターネットを利用するにあたっては、児童及び関係者の個人情報の保護に努めるとともに、児童の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校や総合的な学習、国際理解教育、情報教育等、より充実した教育課題の推進に努めなければならない。

## 第3条【管理責任者】

インターネットに関する管理責任者は、新潟市立下山小学校長とする。

## 第4条【インターネットの利用資格】

本校のコンピュータネットワークを利用できるのは、本校に在籍する児童・教職員、及び保護者など管理責任者が利用を認めた者とする。

## 第5条【インターネットの主な利用形態】

### (1)情報の発信及び受信

・学校の教育活動やPTA活動等の紹介や各種情報の提供、各教科の学習活動のまとめ等を本校のWebページで発信するとともに意見を受信する。

### (2)情報の検索及び収集

・学習に関連する情報を検索・収集したり、関連する質問を送り回答を得たりする。

### (3)教材の作成

・学習で活用可能な画像・文書等のデータを収集加工して、教材作りに利用する。

### (4)国内及び国際交流

・電子メール等を利用し、国内及び国外の教育関係機関等と交流を行う。

### (5)その他

・その他学校教育に役立つ利用を行う。

## 第6条【著作権の保護と個人情報の保護】

インターネットを利用する場合、著作権法等の関連法令を遵守するものとし、個人情報の保護と管理及び漏洩防止に努めるものとする。

## 第7条【発信する個人情報の取り扱い】

### (1)発信する際の条件

個人の権利利益を侵害するおそれがなく、教育目的を達成するために必要であると考えられる場合、本人の同意及び未成年者の場合は保護者の同意を得て個人情報を発信することができる。

### (2)取り扱うことのできる範囲

上記の条件を満たした場合に、次の個人情報等を取り扱うことができる。ただし、国籍、思想・信条に関す

る情報及び住所、電話番号、生年月日は発信しないものとする。

#### ア 氏名

- ・Webページで絵や作文等、学習の成果としての作品に付する場合。ただし、姓名は掲載しない。
- ・学習活動における電子メールの使用等で、必要がある場合

#### イ 肖像(写真)

- ・児童の活動している写真で、関係者以外の第三者が個人を特定できる場合。(個人を特定できないような写真の場合は個人情報であるとは考えない)

### 第8条【著作物の創作に関する取扱】

(1)著作物の利用の原則 Webページ等に掲載する著作物(文章、絵画、写真、音楽等)には著作権があり、利用にあたってはその著作権に十分配慮しなければならない。したがって、他人の著作物を利用する場合には、原則としてその著作権者から許諾を得なければならない。

#### (2)著作物の利用許諾の例

ア 児童の作品 ・児童の作品(作文、絵画等)の著作権はその作品を制作した児童にあり、その作品を デジタル情報として利用する場合には、その児童及び保護者から許諾を得る必要がある。

イ インターネットで公開された情報 ・インターネットで公開されたデジタル情報は著作物として保護されており、その著作権者に利用の許諾を得る必要がある。

ウ スキャナ等でデジタル化した情報 ・公開された著作物(図鑑、写真等)には著作権が存在し、著作物をスキャナ等でデジタル化する行為は複製となるため、その著作権者から複製の許諾を得る必要がある。

### 第9条【教師による指導の徹底】

(1)インターネットを利用する場合は、その目的を明確にして利用する。

(2)インターネットを利用する場合は、「他人を誹謗中傷しない」「著作権及び知的所有権に配慮する」などネットワーク利用における基本的モラルに留意するとともに、児童の情報モラルの涵養を図るものとする。

(3)児童がWebページの作成に関わったり、電子メールを送信したりするなどデータを発信する際は、管理責任者及び直接に指導を担当する教師の確認を経て外部に発信する。

(4)インターネット上にある教育上有害・不適切な情報の取り扱い等の指導、管理を徹底する。

### 第10条【ネットワーク管理】

(1)ネットワーク上でトラブルが発生した場合には、速やかに管理責任者と保護者に連絡する。

(2)本ガイドラインを逸脱した情報が発信されている場合は、速やかに発信を停止し、関係者と協議して発信内容を検討する。

### 第11条【ガイドラインの改定】

本ガイドラインは、よりよいネットワーク環境を目指し、学校教育におけるインターネット利用の進展等にもない、規定した項目の見直しの必要が生じた場合は、全教職員で検討し、随時改定するものとする。

### 第12条【その他】

本ガイドラインに定めるものの他、学校におけるインターネットの利用に関し、必要な事項は管理責任者が別に定めるものとする。

**附則** 本ガイドラインは、2004年11月1日から施行する。

本ガイドラインは、2008年5月8日に改訂する。